

§ 9 別 科

I 志願資格

別科への志願者は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当し、かつ、①または②のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者 (2) 中学校等を令和4年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者 (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和4年3月31日までに修了する見込みの者 (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和4年3月31日までに修了する見込みの者 (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者 (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者 (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長が認めた者
① 神奈川県内に住所又は勤務地がある者 ② 県外から本県に転居予定又は勤務予定の者など志願について県教育長の承認をする者であつて、その承認を受けた者

II 募集期間及び入学願書の受付時間

高等学校名等	募集期間	受付時間
横浜市立横浜商業高等学校別科 (昼間部、理容科・美容科) (入学願書は、第4号様式)	令和4年1月25日(火)から2月8日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。) ※ 令和4年1月25日(火)から1月27日(木)は郵送のみ受付。中学校等が一括して直接提出する場合も同様とする。	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで ただし、2月8日(火)は、 午前9時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

志願は、一の高等学校の一の学科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2希望として志願することができる。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、横浜商業高等学校の校長に対して、設置者が別に定める入学選考手数料を横浜市が指定する金融機関に納付し、その収入済証明書を入願書に添えて提出する。
- (2) 募集期間中は、志願の取消しはできない。
- (3) 志願にあつては県教育長の志願の承認を必要とするものは後記Ⅵに定める。
- (4) その他志願の手続きについては、前記 § 1 のⅢの2の(5)から(7)の規定を準用する。

3 調査書の作成及び提出に関わる手続

- (1) 中学校を卒業又は卒業見込みの志願者
 中学校の校長が調査書を作成し、横浜商業高等学校の校長に提出する。作成にあつては前記 § 1 のⅢの4の(3)の規定を準用し、提出にあつては前記 § 1 のⅢの4の(1)の規定を準用する。
- (2) 高等学校を卒業又は卒業見込みの志願者
 志願者の在学高等学校又は出身高等学校の校長が調査書(進学用)を作成し、横浜商業高等学校の校長へ提出することで、前記(1)に替えることができる。
 なお、この調査書(進学用)は、高等学校で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。
- (3) 調査書の提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

高等学校名等	提出期間	受付時間
横浜市立横浜商業高等学校別科 (昼間部、理容科・美容科)	令和4年1月25日(火)から 2月9日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで ただし、2月9日(水)は、 午前9時から正午まで

4 横浜商業高等学校の校長が行う措置

- (1) 横浜商業高等学校の校長は、入学願書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票の受付確認印欄に押印し、受検票を志願者に交付する。

- (2) 横浜商業高等学校の校長は、志願者等の数を募集期間の終了後速やかに、学校内に掲示する。
 (3) 掲示の方法については、前記 § 1 のⅢの 5 の(4)の規定を準用する。

IV 志願変更

別科を志願した者は、他の高等学校のすべての学科(志願した別科における他の科を含む。)に志願変更することはできない。

V 選抜の方法

1 検査の期日

高等学校名	学力検査の期日	面接の期日
横浜市立横浜商業高等学校別科	令和4年2月15日(火)	令和4年2月16日(水)又は2月17日(木)のうち横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。

2 学力検査及び面接の会場

横浜市立横浜商業高等学校別科

3 検査の内容及び検査の時間

検査の内容は学力検査及び面接とする。学力検査は国語、数学及び外国語(英語)とする。

学力検査の時間は前記 § 1 のⅤの 4 の(1)のアの規定を準用する。

面接の時間は前記 § 1 のⅤの 4 の(1)のイの規定を準用する。

4 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 のⅤの 5 の規定を準用する。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る対応として実施する追加の検査は実施しない。

5 選考の方法

(1) 調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

(2) 前記 § 1 のⅤの 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付場所は、次のとおりとする。また、横浜市立横浜商業高等学校の校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付場所
令和4年3月1日(火)午前9時 検査当日に配付されたパスワードを使い、合格発表WEBサイト上で確認する。	横浜市立横浜商業高等学校別科

VI 県教育長の志願の承認

令和4年4月1日までに県外から本県に転居予定の者又は県外在住であって本県内での勤務を予定する者は、神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)に転居先の住所を証明する書類(前記 § 1 のⅦの 2 の(1)のアの規定に準じる書類)又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類等を提示又は添付して、入学願書とともに、志願先の高等学校の校長に提出し、県教育長の志願の承認を受けなければならない。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 のⅧの規定を準用する。

VIII その他

- 前記 § 1 のⅨの規定を準用する。
- 二次募集は実施しない。